

届出制手数料届出書
~~届出制手数料変更届出書~~

① 平成20年 7 月 31 日

厚生労働大臣 殿

有限会社センチュリー・エンタープライズ

(ふりがな) とりしまりやく すずきひでお

②届出者 氏 名 取締役 鈴木 英雄



職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	08-ユ-300122
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	ゆうげんがいしゃ せんちゅりーえんたーぷらいず 有限会社センチュリー・エンタープライズ
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒300-0012 電話029(831)6369 いばらきけんつちうらしかんだつひがし 茨城県土浦市神立東2-6-38
⑥適用開始・変更予定日	平成 20 年 10 月 1 日
⑦届出・変更届出内容	別表 手数料表のとおり
⑧ 備 考	

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	円 手数料負担者は とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の30% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の30% 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100,000 円 活動1日当たり 10,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の30% 手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の30% 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料は消費税が含まれています。

許可番号 08-エ-300122

有限会社センチュリー・エンタープライズ
事業所の名称及び所在地 茨城県土浦市神立東2-6-38